

(参考資料3)

漂流・漂着ゴミアンケート

集計結果

〈漂流・漂着ゴミアンケート 主なポイント〉

【ゴミの漂流・漂着状況】

- ・一定の地域において清潔の保持に支障が出ている。
- ・海岸管理者が管理する海岸の総延長（以下、海岸の総延長という。）の1割程度及び市町村の4分の1程度が、清潔の保持が困難となっていると回答している。
- ・海岸の総延長の4分の1程度及び市町村の半数以上が、ゴミの漂流・漂着の程度が日常の管理の範囲を超えていると回答している。

【漂流・漂着ゴミ清掃・回収活動の実施様態】

- ・漂流・漂着ゴミ清掃・回収活動においては、住民ボランティア等民間団体が参加しているものが多い。
- ・海岸管理者及び市町村が関与する場合には、その多くの場合において清掃作業の支援、廃棄物運搬・保管及び廃棄物の処分のいずれについても関与している。
- ・港湾管理者及び漁港管理者が関与する場合には、廃棄物の運搬・保管及び廃棄物の処分が関与の中心である。

【回収後のゴミの処分方法】

- ・多くの場合、海岸管理者、市町村、港湾管理者及び漁港管理者が、回収後のゴミを地元市町村の一般廃棄物処理施設を使用して処理していると考えられる。
- ・廃棄物処理業者に委託している海岸管理者、市町村、港湾管理者及び漁港管理者も約3～4割ある。

【地方公共団体の支出額】

- ・自ら又は委託の事業を行った海岸管理者及び市町村のうち、4割が年間100万円以上の支出を行っており、500万円以上を支出したものが1割強ある。

【地方公共団体からの補助等の額】

- ・海岸管理者である都道府県の半数強が補助等を行っており、うち500万円以上の補助を行っているところが約3割（7団体）ある。
- ・市町村のうち、住民ボランティア等民間団体に補助等を行っているのは総数の約1割であり、総額50万円以下のものが多い。

漂流・漂着ゴミアンケート 集計結果 目次

・アンケートの実施方法

・主なポイント

1. ゴミの漂流・漂着状況
2. 漂流・漂着ゴミ清掃・回収活動の実施の有無
3. 漂流・漂着ゴミ清掃・回収活動の実施様態
4. 共同実施の際における地方公共団体の参加様態
5. 回収後のゴミの処分方法
6. 地方公共団体の支出額
7. 地方公共団体からの補助等の額
8. 国又は都道府県からの補助金額
9. 地方公共団体が苦慮していること
10. 運搬・保管に苦慮している漂流・漂着ゴミ
 11. 処分に苦慮している漂流・漂着ゴミ
 12. 漂流・漂着ゴミによって生じる問題
 13. 災害起因の大規模なゴミの漂流・漂着の発生の有無（過去3年間）
 14. 災害起因の大規模なゴミ漂流・漂着に対する国等からの補助金（過去3年間）

・アンケート調査票

〈アンケートの実施方法〉

地方公共団体における漂流・漂着ゴミ対策の取組状況を把握するため、以下の都道府県及び市町村の担当部局(環境部局、海岸部局、港湾部局、漁港部局)を対象に、漂流・漂着ゴミに関するアンケートを実施。

質問内容の詳細については、別添「アンケート調査表」を参照。

(1) 調査対象団体

- ① 海岸管理者である都道府県及び市町村等
- ② 海岸を有している市町村
- ③ 港湾管理者である都道府県及び市町村等
- ④ 漁港管理者である都道府県及び市町村

※回答者となる都道府県は、海に接する全都道府県(栃木、群馬、埼玉、山梨、長野、岐阜、滋賀及び奈良の8県を除く39県)

※回答者となる市町村は、海に接する全市町村

※都道府県・市町村以外に港湾管理者である事務組合等も対象。

(2) 依頼方法

国の各担当機関(国土交通省、水産庁、農林水産省、環境省)から都道府県担当部局へ送付し、調査を依頼。

(3) 調査実施期間

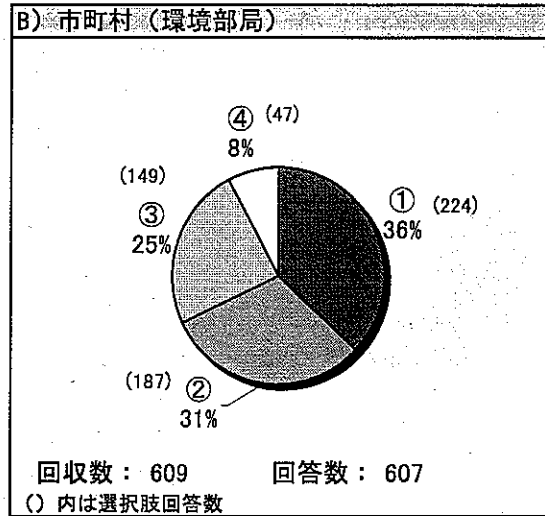
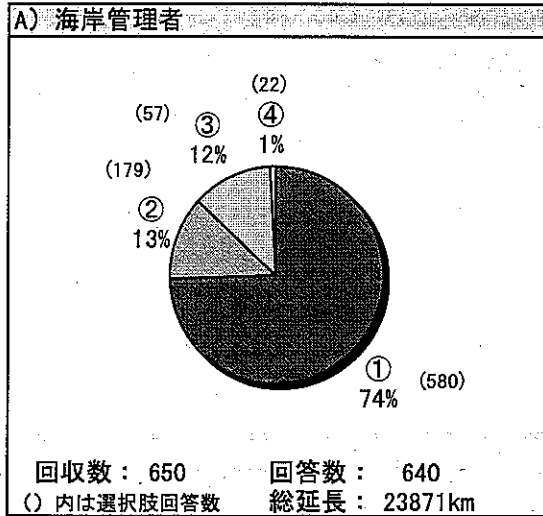
平成18年6月1日、国の各担当機関から都道府県担当部局へ依頼文とともに調査票を発送(電子ファイルにて発送)。

回答期限:平成18年6月30日(金)

(4) 回収後の取りまとめ

各都道府県から、国の各担当機関に提出されたものを、環境省で集計。

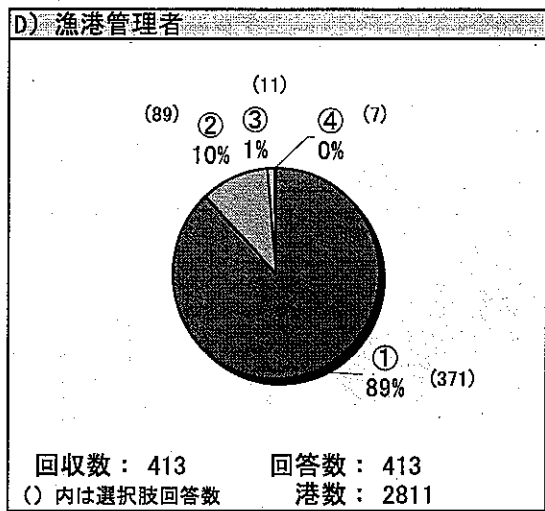
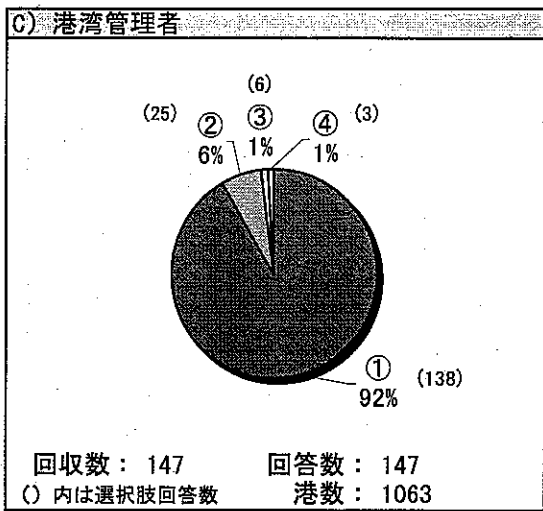
1. ゴミの漂流・漂着状況



(凡例)

- ①：ゴミの漂流・漂着の程度は、日常の管理の範囲内。
- ②：日常の管理の範囲は超えているが、追加的な対策の実施により支障のない程度の清潔さが保持できている。
- ③：追加的な対策を行っても追いつかない、地形的な悪条件がある、等の理由により、清潔の保持が困難となっている。
- ④：その他

なお、Aについては海岸延長ベース、Bについては自治体数ベース、C及びDについては港数ベース。



・一定の地域において清潔の保持に支障が出ている。

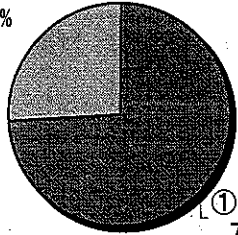
・海岸管理者が管理する海岸の総延長（以下、海岸の総延長という。）の1割程度及び市町村の4分の1程度が、清潔の保持が困難となっていると回答している。

・海岸の総延長の4分の1程度及び市町村の半数以上が、ゴミの漂流・漂着の程度が日常の管理の範囲を超えていると回答している。

2. 漂流・漂着ゴミ清掃・回収活動の実施の有無

A) 海岸管理者

②いいえ
26%

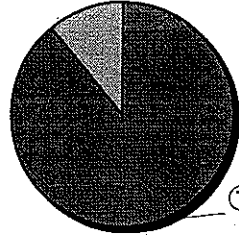


①はい
74%

回答数：640

B) 市町村（環境部局）

②いいえ
11%

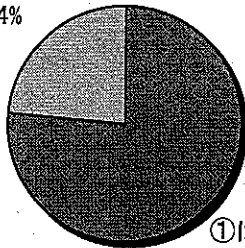


①はい
89%

回答数：606

C) 港湾管理者

②いいえ
24%

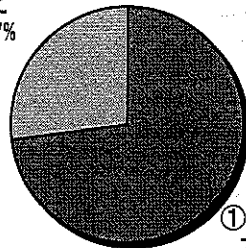


①はい
76%

回答数：144

D) 漁港管理者

②いいえ
27%



①はい
73%

回答数：413

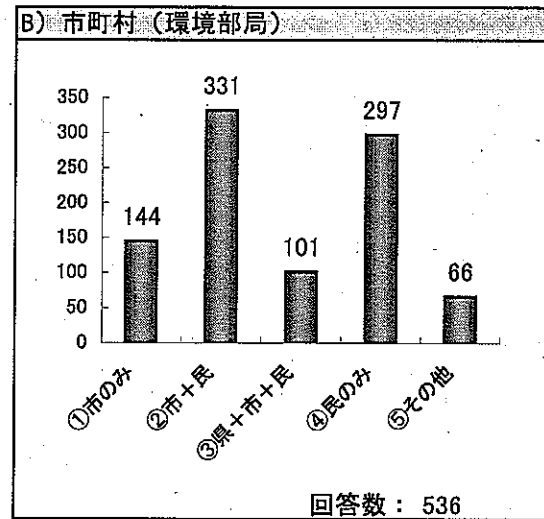
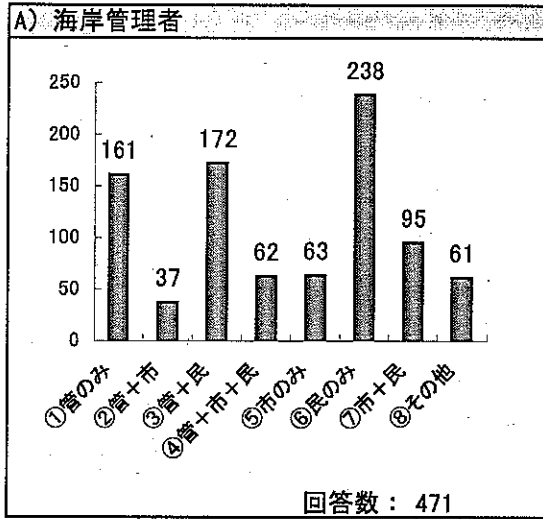
(凡例)

- ①：漂流・漂着ゴミの清掃・回収等に関する何らかの活動が行われた。
- ②：行われなかった。

・大半の海岸管理者、市町村、港湾管理者及び漁港管理者において、何らかの活動が行われている。

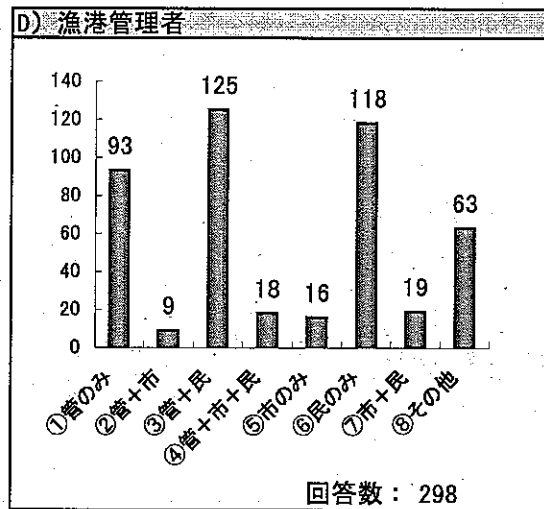
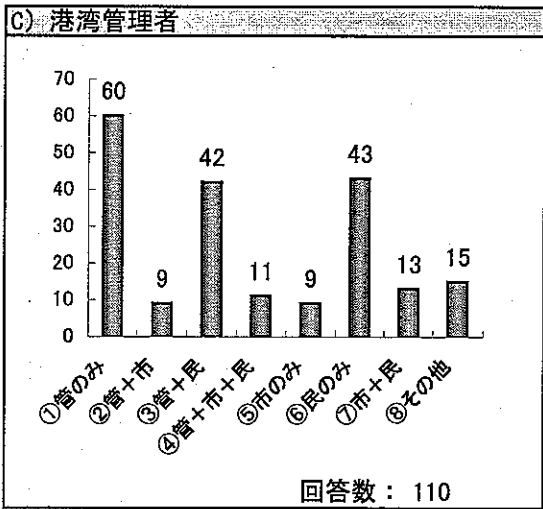
3. 漂流・漂着ゴミ清掃・回収活動の実施様態

※2. で「はい」と回答したもののみ回答



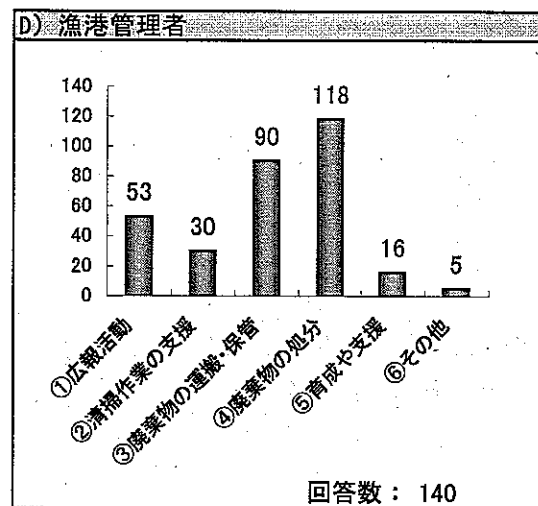
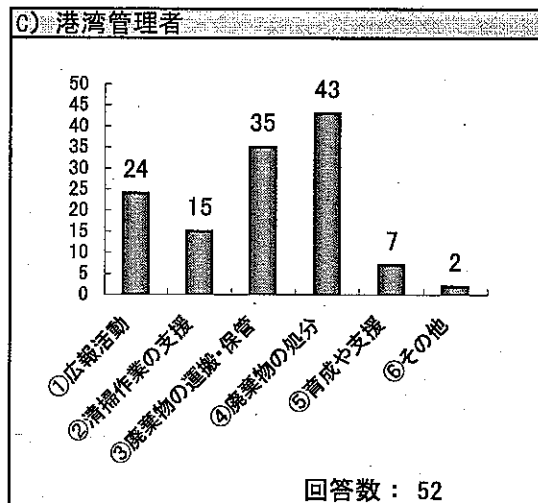
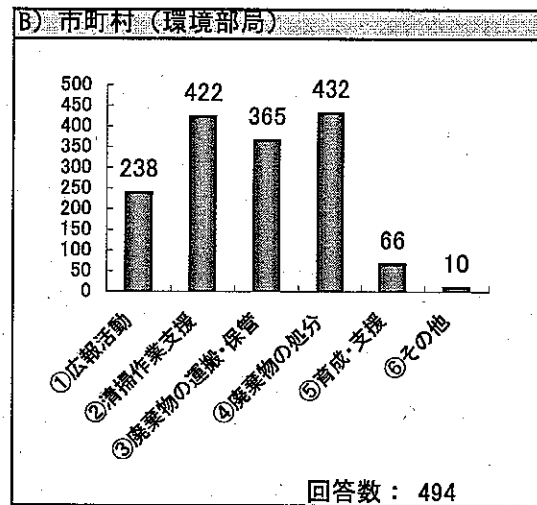
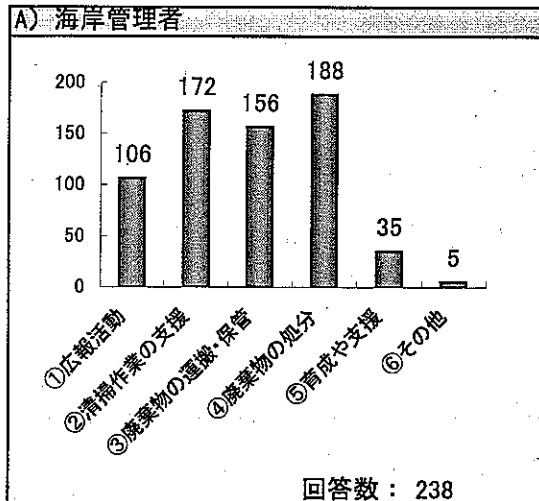
(凡例)
 管：海岸管理者、港湾管理者又は漁港管理者
 市：地元市町村
 民：住民ボランティア等民間団体
 県：都道府県

・漂流・漂着ゴミ清掃・回収活動においては、住民ボランティア等民間団体が参加しているものが多い。



4. 共同実施の際における地方公共団体の参加様態

※3. で②、③又は④と回答したもののみ回答
(市町村については②又は③)



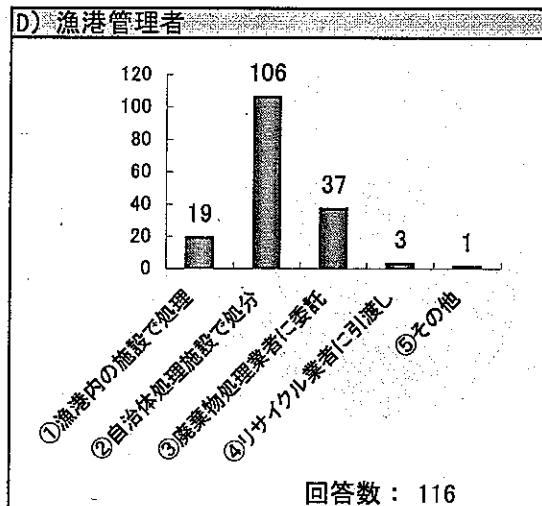
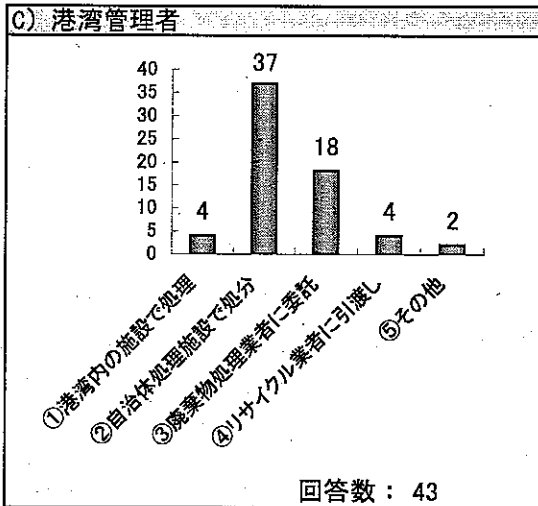
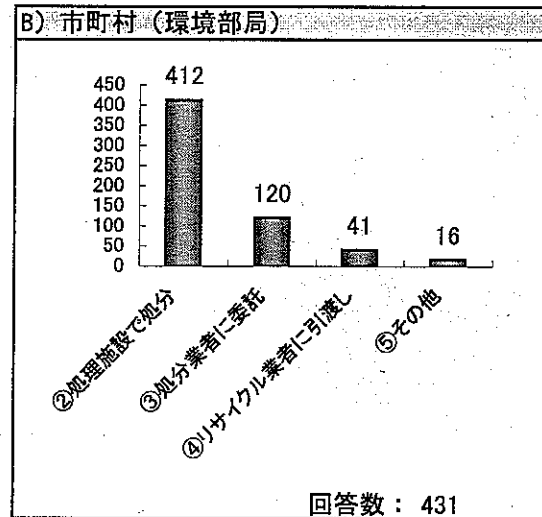
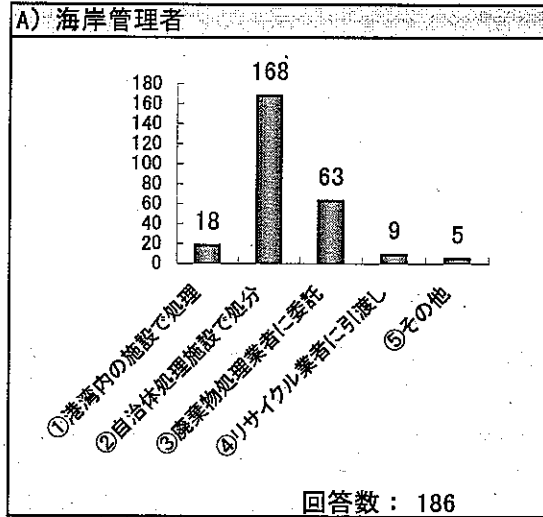
(凡例)

- ①：活動の呼びかけ等の広報活動
- ②：ゴミ袋の提供等、漂流・漂着ゴミ回収・清掃作業の支援
- ③：回収・清掃作業後の廃棄物の運搬・保管
- ④：回収・清掃作業後の廃棄物の処分
- ⑤：住民ボランティア等民間団体の育成や支援
- ⑥：その他

・海岸管理者及び市町村が関与する場合には、その多くの場合において清掃作業の支援、廃棄物運搬・保管及び廃棄物の処分のいずれについても関与している。
・港湾管理者及び漁港管理者が関与する場合には、廃棄物の運搬・保管及び廃棄物の処分が関与の中心である。

5. 回収後のゴミの処分方法

※4. で④と回答したもののみ回答



(凡例)

- ①：当該港湾（漁港）内の施設で処理
- ②：地元市町村の一般廃棄物処理施設で処分
- ③：廃棄物処分業者に委託
- ④：リサイクル業者に有価又は無価で引渡し
- ⑤：その他

・多くの場合、海岸管理者、市町村、港湾管理者及び漁港管理者が、回収後のゴミを地元市町村の一般廃棄物処理施設で処分していると回答している。

・廃棄物処理業者に委託している海岸管理者、市町村、港湾管理者及び漁港管理者も約3～4割ある。